

大会議室及び多目的スペースの地域利用を拡充しました

生田出張所は令和3年6月に庁舎を建て替えて、「身近な活動の場」や「地域の居場所」として市民の皆様にご活用いただいておりますが、この度、より皆様にご利用いただけるよう利用時間等を拡充しました。是非ご活用ください。

— 地域利用拡充のポイント —

- 大会議室及び多目的スペースについて、団体が行う地域活動の利用に際しては、平日夜間と休日もご利用いただけるようになりました
- 拡充後の利用時間
午前9時～午後9時（12月29日～1月3日等を除く）

★ 利用対象

団体が行う活動で「多摩区内の区域を対象とする地域活動」

※ただし、次の活動については利用いただくことができません。

- ・ 営利を主たる目的とするもの
- ・ 特定の思想及び宗教又は政治的な目的が主たる目的であるもの
- ・ 暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなると認められるもの
- ・ 公序良俗に反すると認められるもの
- ・ 会員相互の親睦を目的とするもの 他

★ 申請方法

受付期間	利用希望日の2か月前の初日から7日前まで
申請方法	受付期間内に生田出張所 地域振興担当へ直接窓口、FAX 又はメールの申請が必要です。

◇多目的スペースの平日の日中（午前8時30分～午後5時）は、従来どおりどなたでもご利用いただけるフリースペースですので、申請は必要ありません。

多目的スペースには簡易的な調理ができるキッチンコーナーがあります。ご利用に際しては事前にご相談ください。

■ 問い合わせ先

多摩区役所生田出張所 地域振興担当（電話:044(933)7111）

詳細については本市のホームページをご覧ください。 [生田出張所 会議室 検索](#)